

指定居宅介護支援契約書 重要事項説明書 個人情報使用同意書

東宇和農業協同組合

指定居宅介護支援事業所

J A東宇和介護支援センター

(住所) 西予市野村町野村 12 号 617 番地 1

TEL72-0283 FAX72-1124

JA東宇和指定居宅介護サービス利用基本契約書

指定居宅介護支援利用者（以下「利用者」という）とJA東宇和介護支援センター（以下「事業者」という）は利用者が指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）において、事業者から提供される居宅サービス計画（ケアプラン）を受け、それに対する介護支援サービスを利用することについて、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等、便宜の提供を図ることを目的とします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定または変更を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

（居宅介護支援サービスの内容）

第4条 事業者は、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の心身の状況、置かれている環境ならびに利用者及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成など下記のサービスを提供します。

- (1) 利用者の解決すべき課題の把握と分析
- (2) 居宅サービス計画の作成・変更
- (3) 居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (4) サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (5) 介護保険に関する給付管理
- (6) 介護サービス等に関する相談・説明
- (7) 要介護認定申請・更新に対する援助等
- (8) サービスの諸記録の整備及びサービス完結後5年間の保管
- (9) 医療と介護の連携強化
 - ・医療系サービス導入の際、意見を求めた主治医等にケアプランを交付する
 - ・訪問介護事業所等から得られた、口腔の問題や服薬情報等を主治医等に伝える

(利用者負担金)

第5条 介護保険制度に基づく居宅介護支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。ただし、保険料滞納等の場合、市町の支払い方法の変更による償還払いとなり一旦全額負担となる場合があります。

- 2 利用者の住所地が通常サービス地域外の場合は、交通費の支払いが必要となる場合があります。

(契約の終了)

第6条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- (1)利用者が死亡した場合
- (2)要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3)利用者が介護保険施設に入所した場合
- (4)第2条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合
- (5)第7条から第8条に基づき本契約が解約または解除された場合

(利用者の解約権・解除権)

第7条 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - (1)事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2)事業者が、守秘義務に違反した場合
 - (3)事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の契約解除)

第8条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

- (1)利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2)利用者が、故意または重大な過失により事業者及び介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約者の変更)

第9条 利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合も想定して、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、または利用者の家族等を含む第三者に契約者を変更することができるものとします。

(協議事項)

第10条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

JA東宇和居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業者

事業者名	東宇和農業協同組合
所在地	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目 462 番地
電話番号	TEL (0894) 62-1211 (代表) FAX (0894) 62-1151
代表理事組合長	石野 満章
開設年月日	平成 10 年 4 月 1 日

2. サービス提供事業所

居宅介護 支援	介護保険事業所番号	3873800159 号
	事業所名称	J A 東宇和介護支援センター
	住 所	西予市野村町野村 1 2 号 6 1 7 番地 1
	電話及び F A X	電話 0894-72-0283 FAX0894-72-1124
	管理者名・連絡電話番号	大竹 敏正・0894-72-0283
	開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
	通常の事業の実施地域	西予市（但し、三瓶町を除く。）

3. 事業の目的及び運営の方針

<p>(目的)</p> <p>利用者が要支援状態等となった場合においても出来る限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、福祉、医療、保健のサービスの利用調整を行うことにより利用者、ご家族の身体的、精神的負担の軽減が図れるよう援助を行います。</p> <p>(方針)</p> <p>○ 利用者の意思、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平中立にサービスを行います。</p> <p>○ 市、町・他の居宅支援事業者、介護施設、居宅サービス事業者との密接な連携に努めます。</p>

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職 種 名	人 員		職 務 内 容
	常 勤	非常勤	
管理者	1 名 (兼務)		介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	2 名 (内 1 兼務)		居宅サービス計画の作成、変更に係る市町、他の居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等の連絡調整並びに事務処理

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日です。 但し、国民の祝日、年末年始(12/31～1/3)を除く
営業時間	8：30～17：00（なお、土曜日は12時までとします。） 但し、利用者さんからの連絡等には常時対応いたします。

6. 提供方法、内容及び利用料とその他の費用の額

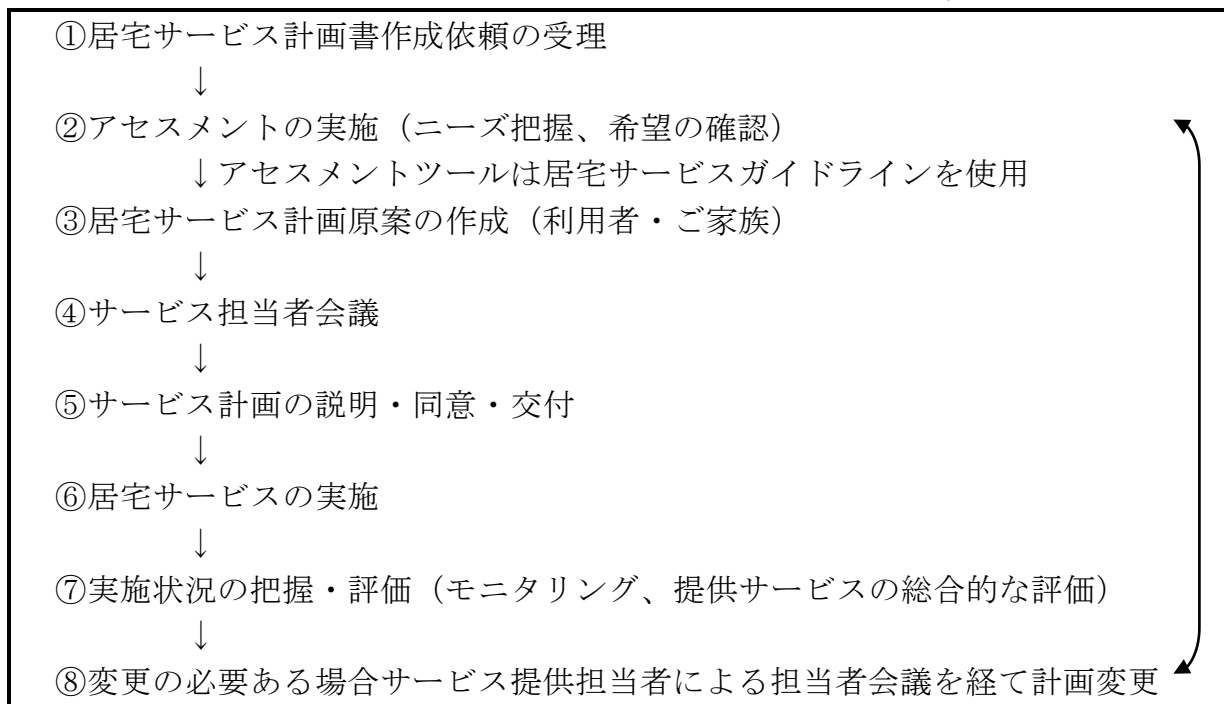
(1) 利用者の相談を受ける場所

利用者の状態に合わせ、希望される場所

(居宅、病院、施設、居宅介護支援事業所相談室等)

(2) 提供方法・内容

申し込みからサービス提供までの流れは下記のとおりです。



※公平中立なケアマネジメントの確保

契約時、ケアプランに位置付けるサービス事業所は複数紹介し、ケアプランに位置付けた理由を義務として説明いたします。

※入院された場合は必ず担当ケアマネージャーの氏名を入院先医療機関に伝えてください。

(3) 利用料とその他の費用の額等

- ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、市町の支払い方法の変更により介

護保険給付金が直接事業者を支払われない、償還払いとなる場合には全額自己負担となり、当事業所が発行する証明書を市町の窓口へ持参し、払い戻しを受けることが出来ます。

- ② 通常の実施地域以外においてサービス提供する場合は5キロ当たり500円を加算額の支払いを求めることがあります。
- ③ 前項の場合にはあらかじめ利用者、家族に費用について説明し同意を得ます。
- ④ 各種加算については、以下のとおりです。

初回加算・入院時情報連携加算・退院・退所加算・
小規模多機能型居宅事業所連携加算・緊急時居宅カンファレンス加算

利用者の状態により適切な居宅介護支援が実行された場合、該当する上記加算を致します。

7. 秘密の保持事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- 3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うことにします。

8. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

J A 東宇和介護支援センター 相談窓口	T E L 0894-72-0283 F A X 0894-72-1124	対 応 者 大竹 敏正
西予市長寿介護課	T E L 0894-62-6406	月～金（祝祭日除く） 午前 8時30分～午後5時15分
愛媛国民健康保険団体連合会	T E L 089-968-8800 F A X 089-965-3800	月～金（祝祭日除く） 午前 8時30分～午後5時00分

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中により、事故等が発生した場合は、速やかに市町、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- (3) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により自己の責により賠償すべき事故が発生した場合には、利用者に生じた損害について損害賠償を速やかに履行します。但し、事業者は自己の責に帰すべき事由がない場合、損害賠償責任は負いません。

自己の責に帰すべき事由がない場合とは

- ・ 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合
- ・ 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合

10. 記録の整備

当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

11. 各サービスの利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

個人情報使用同意書

私及び家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

(1) 内部での利用

- ①介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - 1)入退所等の管理
 - 2)会計・経理
 - 3)事故等の報告
 - 4)介護サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供

- ①事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - 1)当該利用者に介護サービスを提供する他の介護サービス事業者や居宅介護支援専門員等との連携（サービス担当者会議等）や照会への回答
 - 2)その他の業務委託
 - 3)家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち、
 - 1)保険事務の委託
 - 2)審査支払機関へのレセプトの提出
 - 3)審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③損害賠償などに係る共済連等への相談または届出等

(3) 上記以外の利用

- 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
- 1)介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2)学生の実習への協力

私及び家族は、居宅介護支援提供開始に当たり、本書面に基づいて事業者から契約書、重要事項説明書及び個人情報利用の同意書の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

(代筆者

(続柄)

)

家 族 (続柄)

住 所

氏 名

印

代理人 (続柄)

住 所

氏 名

印

事業者

住 所

愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目 462 番地

氏 名

東宇和農業協同組合

代表理事組合長 石野 満章

印